

NHK 連続テレビ小説「虎に翼」

市川直子

1. はじめに

城西大学現代政策学部は近年、大胆な改革を進めている。学生が受講できる科目を大幅に変更し、学部の立ち上げとともに開講した1年次配当科目「法律学の学び方」の期間も、通年から半期に短縮した。筆者は2024年度からその担当になった。

その2024年4月、「法律とは」を前面に押し出すNHK朝の連続テレビ小説「虎に翼」⁽¹⁾が放映されはじめた。主人公は、女性で初めて法曹の道を進んだ人物がモデルで、ことあるごとに「法律とは」を口にする。筆者は一視聴者として学生とともに番組を観ながら、日々の講義や演習でこの物語に触れていくことになる。

本稿は、図書館から急遽借り出した書籍や急ぎ目を通した資料の一部を「書評」の枠内で書き留めるものである。テレビ小説「虎に翼」、そのライトノベル『虎に翼』⁽²⁾、そして主人公のモデルがまとめた『女性法律家』⁽³⁾の3点を並べ、「法律学の学び方」を再考していくことも、本稿の目的とする。その際、『女性法律家』には書かれていない側面を照射し立体的に捉えることもねらう。

2. 『女性法律家』

日本初の女性法曹は久米愛、田中正子、三淵（和田）嘉子であるが⁽⁴⁾、みずから道を切り拓いて裁判官になったのは三淵であった。彼女は1914（大正3）年に生まれ、第二次世界大戦の前に弁護士登録をしたが、戦後の1949（昭和24）年、石渡満子とともに任官し、1984（昭和59）年に亡くなるまで、法律の世界に生きた。

(1) 「女性法律家の誕生とその歩み」

三淵の晩年に刊行された『女性法律家』は、彼女と彼女に続いた女性弁護士の合計13名が集まり、市井の人が「女性法律家の仕事や生活を理解する」上で参考になると考える文章を寄せている。第1章は「女性法律家の誕生とその歩み」であり、三淵の執筆した「私の歩んだ裁判官の道——女性法曹の先達として——」が収められている。ここでは三淵の小文をみていこう。

まず前半の「戦前の女性の生き方」は全7節で構成される。教育における男女の差別から始まり、女性と弁護士の関係に言及した上で、女性に門戸を開いた明治大学入学に進む。それから女性弁護士の誕生の話に広がり⁽⁵⁾、さらに無給で苦勞した弁護士試補時代、民事事件が減少した第二次世界大戦中にも触れていく。最後に裁判官を志望した動機として経済的自立を目指したことや男女差別への怒りがあったことを明確にする。

三淵を含む女学生3名が突破した1938（昭和13）年の高等試験司法科は、弁護士試験と判事検事登用試験とが1923（大正12）年に統合されたもので、論文試験が7日間にわたり行われた。難関試験だが、本書での扱いはとても軽い。三淵は弁護士になったときよりも、判事になったときの方を熱く思い起している。彼女の選んだ「怒りが猛然と湧き上がってきた」や「怒りの開眼」という語気の強い表現が、読者の目にとまろう⁽⁶⁾。

後半の「女性法曹の任官」では、同じ女子部卒業の石渡とともに判事補になった1949年以降のことが語られる。まず戦後の法曹の機構を説明した上で、初期の女性裁判官の職場環境を振り返り、女性裁判官と転勤の問題に触れる。女性裁判官と家庭裁判所の微妙な関係に警戒した後、女性裁判官の躍進へと筆を進めていく。

1983年に出版された本書の「はしがき」で、三淵は「既に40年余の実績をもつ女性法律家が、実務処理の上で女性差別を感じることはないし、これに係わる一般庶民の側にも女性であるからと懸念するようなことは殆どない」と記している。もっとも、後に最高裁判事になる櫻井龍子は、1985年「以前、日本はまだ『戦前』でした」と述べる。なるほど、女性の躍進は続き、2024年には日本弁護士連合会と検察庁の頂点に女性が就き、国際刑事裁判所のトップにも日本人女性が就任した⁽⁷⁾。しかしながら、その2024年においても、多くの人が主人公に感情移入をしながらドラマを観ている。これはたしかに未だ「戦前」の残滓があることの証左であろう⁽⁸⁾。本書を手にとる読者は、初めて通じた道を辿って弁護士となり、後に道なき道を切り拓いて裁判官にもなった勇者三淵の語る「女性差別を感じない」と、後世の人が想い描く男女平等とでは、同じような言葉でも意味するところに懸隔がある、ということに留意したい。

(2) 積極的差別解消措置

第2章以下は「裁判官・検察官の職務」と「さまざまな分野の弁護士活動」であり、女性法律家の活動の広がりを紹介する。もっとも、その範囲は法曹三者に留めている。三淵は「はしがき」において、「学者については、法律と係わりなく大学制度の中の女性研究者という問題があるのではないかということで外すことにした」と断りを入れる⁽⁹⁾。ここから窺える躊躇は、三淵の母校での体験と関係しているのではないか⁽¹⁰⁾。

遡って1920（大正9）年、大学令で私立大学として認可されていた明治大学は、1925（大正14）年から女子聴講生の入学を認め、1929（昭和4）年には専門学校令にもとづき専門部女子部を開校した。明治大学が1931（昭和6）年から女子部卒業生に法学部への編入を認め、帝国議会も1933（昭和8）年に弁護士法を改正した。まだ女性に選挙権も認めない性差別の明白な時代に

において、女子部は女学生に法曹への道をひらいた積極的差別解消措置であったと理解できよう。実際のところ、女子部卒業生3名が1938（昭和13）年、高等試験司法科に合格し、法曹における性差別が一部、解消される目途が立った。

合格者の1人である三淵は、弁護士登録をするとすぐに母校で教壇に立つ。1940（昭和15）年には明治大学専門部女子部法科の助手となり、1944（昭和19）年には明治女子専門学校助教授に、1946（昭和21）年には同教授へと昇進する。母校は1950（昭和25）年、戦後の学制改革により短期大学に組織変更をするが⁽¹¹⁾、三淵は判事に任官した後も短大の授業を担当し、女子学生たちを育てていく。1951（昭和26）年、明治大学短期大学兼任教授に着任し、名古屋地方裁判所や東京地方裁判所の判事となった後の1965（昭和40）年にも講師として、女性初の裁判所長になる前年まで後進の育成を続けていく。

彼女の晩年のシラバスを手にとると、民法（物権ⅠⅡ）ゼミでは「判例を中心として問題を取りあげ」、実務を教えようとしている。三淵は『女性法律家』「おわりに」の小題を「生涯をかける仕事として」とし、読者に対し法曹の道へ進むことを勧めている。講義シラバスにおいても、「短大で法律を学ぶのは、日常生活に必要な法律知識を教養として身につけることがまず第一の目的であろうが、その中に、法律を専門職として進んでいく手がかりが得られるようになって欲しい」と記し、受講生に対し高文試験を引き継ぐ司法試験を意識するように喚起している。情熱を吹き込まれ学部編入を目指す短大生は、それに応え編入試験科目の憲法や民法を猛勉強し、学部生とは異なる雰囲気醸し出した⁽¹²⁾。

三淵は1971（昭和46）年を最後に約30年におよぶ教育の職を去るが、翌年の講義を夫の乾太郎が担当している。ここからは三淵が短大をめぐり夫と語り合い、それは「大学制度の中の女性研究者という問題」とも関連していたと推察できる。

先に見た通り、三淵は戦時中も戦後も教員としての職位を順調に上げていった。女子部の精神を受け継ぐ他の卒業生たちも戦後、短大の教壇に立ちながら研究者としての基盤を築いていった。しかしながら、それは女子部や女子短大における活躍であり、法学部で女性が教鞭をとったり専任の職に就いたりするのは、さらに先のことになる⁽¹³⁾。これを振り返ると、女子部が改組された女子短大は、法律専門職のポストを提供したという点で、女性研究者にとっても積極的差別解消措置であったと理解することができよう。数多くの女性の法学研究者が男性の牙城であった法学部のそばで、この措置を最初のステップにし、「大学制度の中の女性研究者」として活躍していった。

三淵は退官後、「裁判官の生活に悔いがなかった」と漏らし⁽¹⁴⁾、『女性法律家』と同じ1983（昭和53）年に出版された「二十一世紀への私の遺言状」においても、その冒頭で「30年余りの裁判官生活のうち、16年間にわたって家庭裁判所の少年事件を扱いました。少年事件は、私の生き甲斐でした」と言い切っている⁽¹⁵⁾。

3. 小説『虎に翼（上・下）』

NHK テレビ小説「虎に翼」は、三淵嘉子の人生をもとにオリジナル・ストーリーとして作成された⁽¹⁶⁾。主人公は教鞭をとることなく、法曹の道を突き進む。まずはドラマ形式で発表された原作の翻案で、その筋書きを追ってみよう。

(1) 物語

上巻は主人公の青春時代を描いている。裕福で恵まれた家庭で育つ主人公の猪爪寅子は、才女らが集う高等女学校に通っている。寅子と親友の花江が、外で働く女性と家庭を守る女性を体現する。花江は寅子の兄と結婚し猪爪家を支えていくところ、寅子は偶然立ち寄った大学で民法の講義を聞き、法学に対する反感をもちつつ魅せられていく。娘の将来を案じる母親を強い味方につけると、寅子は新設の明律大学女子部法科に入学する。ここで華族の令嬢や年長の既婚者、農村や朝鮮の出身者たちと出会う。さらに明律大学本科へと進み、男子学生とも肩を並べて法律の勉強に打ち込んでいく。ここで得た学友たちは、目指す高等試験司法科に合格する者との道に進んでいく者に分かれていくが、結ばれた絆はドラマの最後まで続く。寅子は試験に合格し、弁護士としての活動をはじめ。

上巻の途中から下巻にかけては、敗戦直後の新しい制度づくりが展開する。寅子は日本国憲法14条に奮起して人事権をもつ司法省の扉を叩くが、最初は司法省民法調査室の配属となる。市中に溢れる戦災孤児の対応をする傍ら、戦後の新しい家庭裁判所の設立に関わる。その後、判事としての基礎を固めていく。新潟地方裁判所の勤務では子育てに奮闘しながらも再婚相手と出会ったり、旧友たちと再会したりする。帰京後も、通常の裁判官としてのキャリアを駆け上っていく。

(2) 物語の趣向—事例研究

「虎に翼」は、母親が六法全書を買うことで法令集のかたちを示すほか、法律の規定やそれを駆使する法律問題をつぎつぎと提示していく。

①寅子が法学を志すきっかけになる問題は、女性の行為能力である。②クラスメートを追いかけて傍聴した裁判では、離婚に伴う着物の返還請求が争われる。弁護士だったらどう主張するかを考えてから、課外授業として、改めて傍聴に行く。③女子部の学生たちは宣伝用の法廷劇として、毒饅頭殺人事件を演じる。その後も検証をし、認定事実の虚偽に気づく。④仲間に姉が娼妓として売られたことを語らせることで、契約の有効性を考えさせ、同時に弁護士の威力も想像させる。⑤受講する民事訴訟法では、損害賠償金額における男女差に触れ、法律家が偏見をもっていることに気づかせる。寅子が弁護士になってからも、⑥子の養育権の争いで、依頼者が真実を述べない可能性のあることに触れる。

上巻第9章から下巻にかけ、言及される事件の数は減っていく。それでも、⑦嫁姑問題や家督争いが熾烈な相続事件、⑧離婚における親権の押し付け合い、⑨離婚調停などが取り上げられる。寅子が新潟地方裁判所に赴任すると、⑩土地の境界争いや、⑪暴行などの刑事事件にも取り組むことになる。⑫若者の窃盗事件は、世代を超える⑬少年事件につながる。⑭ハンゲルで書かれた手紙が証拠となる放火事件でも、誤訳があることに読者の注意を向かわせる。

寅子のもとには処理すべき争いが陸続と舞い込んでくる。読者はケース・スタディーに取り組んでいる手ごたえをもつのではないか⁽¹⁷⁾。

(3) 物語の深み—史実・実在の人物

物語は第二次世界大戦の直前から戦後にかけての法律界を舞台とするので、実際に起きた大事件⁽¹⁸⁾や歴史的な大人物も登場する。読者は軽快なタッチで描かれた史実や人物の取り上げ方にも関心を寄せることになる⁽¹⁹⁾。

①寅子の父親が逮捕される共重事件は、戦前最大の汚職事件である帝銀事件から材料を得ている。②友人の兄が嫌疑をかけられる事件は、思想・言論を弾圧した治安維持法によって引き起こされる。③後に友人よねが弁護士として熱弁を振るう原爆裁判は、三淵が判決文⁽²⁰⁾に名を連ねている。④物語をクライマックスまで盛り上げる事例は、戦争直後の尊属傷害致死事件をめぐる判決⁽²¹⁾、それを乗り越える尊属殺人事件判決⁽²²⁾につながる。⑤寅子の家族が実害を被る青年法律家協会の一件も、司法権の独立をめぐり、現在に後をひく。

著名人も物語の最初から登場する。利発な女学生だった寅子を法律の世界に招き入れる民法の穂高先生は、東京大学の民法学者・穂積重遠（1883年－1951年）を参考に造形された人物であり、読者は穂高先生の穏やかな人柄に穂積先生の姿を重ねることができる。彼が敗戦直後の尊属事件判決で書いた少数意見は、その思想が弟子たちに引き継がれ、桂場長官の率いる大法廷の判決により旧態依然としたものは塗り替えられる。この訴訟の流れを通し、読者は法適用による紛争解決のみならず、適用される法律の憲法適合性も考えることになる。しかも、寅子の裁判官としての資質を見抜いた桂場裁判官は、悪名高き最高裁長官・石田和外（1903年－1979年）である。読者は1970年前後の司法の危機についても、改めて考えを巡らすことになろう。

ほかにも、原爆裁判の弁護団を率いる雲野弁護士は、社会派・人権派として知られた海野普吉（1885年－1968年）をモデルとする。新しい裁判所に愛情を注ぐ多岐川判事も、家庭裁判所の父といわれる宇田川潤四郎（1907年－1970年）から着想を得ている。読者は、多岐川判事の奮闘から、家庭裁判所の設立に向けた思いや家事事件の特徴を想像することができる。

これらの事件や実在の人物は、必ずしも正確に描かれているというわけではないが⁽²³⁾、物語に深みを与えていることはたしかであろう。大審院や最高裁まで描くことにより、この物語は法学とつながり、その射程範囲は無限大になる。

4. テレビ小説『虎に翼』

NHK 連続テレビ小説「虎に翼」は、吉田恵里香が脚本を書き、伊藤沙莉が主演を演じる。他の俳優もそれぞれ役にはまり、弁護士よねが法廷で弁論をする姿は感動的でさえある。学生も寅子の母親に共感したり、優三さんの優しさに心を打たれたり、涼子様の美貌に目が釘付けになったりしていた。純粹に青春リーガル・エンターテインメントとして鑑賞することができる⁽²⁴⁾。

この高い評価はあまねく共有され、ドラマに続く番組「あさいチ」では俳優たちをスタジオに招いて内容を深堀りし⁽²⁵⁾、三淵の母校も大いに盛り上げた⁽²⁶⁾。出版社も関連書籍や復刻版を刊行し⁽²⁷⁾、三淵が訪れた邸宅や出入りした法曹会館も企画展を開催した⁽²⁸⁾。朝ドラは全国放送ゆえに反響がそもそも大きい、が、「虎に翼」はその社会的反響を絶大なものにする工夫が随所に散りばめられている。

(1) 法の下での平等と個人の尊重

その1つが「法の下での平等」である。ドラマが日本国憲法第14条の朗読ではじまり、寅子が裁判官になろうと決心するとき目に飛び込んでくる条文も「法の下での平等」である。寅子の仲間たちが集う弁護士事務所の壁にも、ドラマでは日本国憲法第14条が大きく書かれている。終始、法の下での平等が視聴者の目や耳に飛び込んでくる。

この仕掛けはドラマの最初の方で主人公がよく口にする「ハテ？」と連動する。寅子のつぶやきが、身の回りにある不平等に視聴者の注意を向かわせる。差別に直面するたび、同級生のよねは露骨に悪態をつくが、寅子はしばし立ち止まって考える。この主人公の心情をナレーターが巧みに代弁し、視聴者も一緒に考える。

社会の不平等と闘うのは、主人公のみではない。脚本家は作品全体を通して少数者を登場させる。男装の女性やパンカラ学生のみではなく、様々なクィアが登場し、寅子も自身の再婚時、改姓に躊躇することになる。この作品はジェンダー平等、性の多様性、個人の尊重という現代に続くテーマを取り込んでいる。

(2) 法律とは

このドラマのいま1つの魅力として、登場人物たちが「法律」をどうみるかをそれぞれに語ることもある⁽²⁹⁾。

早くも放映2週目の段階で、同級生よねに挑発された寅子が猪爪家の書生である優三に突っかかる。「法律は守らなければならない規則ですよ」と同意を求める寅子に、法学部に通う優三は「間違っていないかな」と含みを持たせた返事をする。この曖昧な答えに満足しない寅子は、「『法律とは』の正解はなんなんですか」と詰め寄っていく。たじろぐ優三は「それは自分で見つけるもの、と言いますか、法律って、その、自分なりの解釈を得ていくものと言いますか」と口

ごもりながらも、正面から答える。法学を本格的に学ぶ優三と法学入門者にすぎない寅子とで、法の理解度が格段に異なる。

優三の答えに訝しげな表情をみせた寅子であるが、早くも同じ第2週目の後半に、「よねさん、さっき法は悪い人を殴る武器だと言ったけど、私はね、法は弱い人を守るもの、楯とか傘とか温かい毛布とか、そういうものだと思う」と口にし、成長をみせる。厳しい現実にも晒されて生きてきたよねと温かい家族のもとで育った寅子、そのどちらも法を弱い者を守るものと捉えるが、受ける印象は相当に異なる。ここにドラマの見どころがある⁽³⁰⁾。視聴者は以後、多角的に示されていく法の姿に関心を向ける。

さらに、心が折れそうになったときに闘志を燃やし直そうとするよねを追いかけ、寅子は裁判所に足を踏み入れる。そこで初めて傍聴した事件の行方について、同期生たちと法律の使い方について考える。トラブル解決にあたり、裁判官は数多くある法律規定のどれを適用するのか、どのように適用すれば妥当な解決に至るのかといったことにも視聴者の関心を向かわせる。不平等な法律を事件に単純に当てはめるのか、権利濫用を禁止する規定を用いるのか、さらに他の立論がありうるのか、視聴者は謎解きのような気持ちで法の解釈を考える⁽³¹⁾。

第4週に入ると、本格的になる。寅子の父親が贈賄事件で逮捕されると、優三は動揺する寅子に告げる。「これからつらいことがたくさん起こると思う。でも1つ救いなのは、僕らが法を学んでいることだ⁽³²⁾。寅子は父親の無罪を立証しようと、自宅に残る証拠を探していく。法を適用するための認定事実は証拠に基づく必要がある。視聴者はこのシーンで、法的知識をもつ者が証拠を絶対的に重視することを知る。そして法と正義・公正の問題のあることに気づく。

続く第5週では、有罪を受け入れた上で減刑を求めていこうとする弁護士たちに対し、父親の無実を信じる寅子は、「法は強き者が弱い者を虐げるためのものじゃない。法は正しい者を守るものだ」と抵抗する⁽³³⁾。そして事件が幕を下ろすとき、寅子は新たな視点から法を捉えている。無罪判決の礼を述べる寅子に対し、桂場判事は「私は法を司る裁判官として当然のことをした」と言い放つ。それに同調するように、寅子は自問しつつ、「法律は道具のように使うものじゃなくて、法律自体が守るものというか、たとえるならば、きれいなお水が湧き出ている場所というか」と、一段上の高みから法を捉え直している。

ドラマでは、彼女の解釈に興味を示す桂場判事が発する「君は裁判官になりたいのか」という言葉が、寅子の運命を大きく変えていく。視聴者はこの甘味処での会話から、弁護士と裁判官は法に対する見方が異なるということを感じとる。法曹内でも法の解釈が一様ではないと知ることは、法の学びを一層のこと豊かにしよう。

その後も寅子は、法を「清らかな水」のようだと譬えたり、「空気」のようだと表現したりする。立場が変わると、いつも思いついたように法について話した。終盤では、人生を船旅に見立て、法を権利や尊厳を守る「船のようなもの」と語る。最終回には、娘の優美まで法は「母のようだ」と述懐する。

小説では最終章に法の定義がまとめられているが、TVドラマでは至るところで法と寅子の対

話が展開される。虎ならぬ寅子が「法律という翼」を広げ、大空を駆けまわる。その翼の色合いに変化のあるところが、このドラマの最大の魅力であろう。

5. 結びに代えて

NHK 連続テレビ小説「虎に翼」は2024年4月1日（月）から放送がはじまったが、その2日後の4月3日、国会議員14名からなる裁判官弾劾裁判所がSNS等で発言をしていた裁判官に、罷免を言い渡した。最高裁からの訴追ではなく、国民側からの申し立てを受けた訴追により、岡口基一裁判官は罷免判決を受けた。衆議院議員総選挙と同日の2024年10月27日に実施された最高裁判所裁判官国民審査でも、1割を超える有権者が、最高裁の判事たちを不信任とした。この国民が示す司法への不信感に対し、裁判所は一定の対応をとっている。様々な判決文において「国民の信頼」に言及するほか、個々の裁判官に自由な情報の発信を禁じ、公正・中立な外観づくりに励んでいる。

このような状況下で「虎に翼」が放映されていた。この点を考慮すると、視聴者は登場人物の言う「法とは」に注目するのみならず、ドラマの後半で寅子と桂場長官が決裂した場面にも注視し、「司法とは」を考える必要がある。具体的な争訟に法を適用・宣言することにより、それを裁定する国家作用である司法についても、一般国民は理解を進めなければならない。日本初の女性判事だけでなく、司法の危機における判事、さらに現在の最高裁判所に目を向け、司法権の独立を考えることが「法律学の学び方」において重要であろう。

《注》

- (1) NHK 連続テレビ小説「虎に翼」は、2024年4月1日から9月27日まで放送された。週5日各回15分、全26週で、放映時間は合計32.5時間、土曜日に放映されたダイジェスト版でも全6.5時間に及ぶ。NHK 総合で朝夕の2回、NHKBS やBSP4Kでも放送・再放送され、放送直後の1週間はNHK+で視聴可能であった。シナリオもオンラインで販売され、放送終了の秋からはDVDが販売され出し、オンライン配信もなされている。
- (2) 吉田恵里香・豊田美香ノベライズ『虎に翼（上・下）』NHK出版（2024年）。
- (3) 三淵嘉子（執筆代表）『女性法律家』有斐閣（1983年）。本稿では復刻版の記載を省略する。
- (4) 佐賀千恵美『華やく女たち 女性法曹のあけぼの』金壽堂出版（2013年）等、参照。
- (5) 佐々木康監督「新女性問答」（1939年）、溝口健二監督「女性の勝利」（1947年）。これらの第二次世界大戦前後に製作された松竹映画から、当時の女性弁護士像を想像することができよう。
- (6) 三淵嘉子『前掲書』11頁。
- (7) 湖上玲子（日弁連会長）、畝本直美（検事総長）、赤根智子（ICC 所長）。
- (8) 『「虎に翼」に涙した元最高裁判事、櫻井龍子さん 現代の共感こそ問題』朝日新聞2024年9月13日。
- (9) 三淵嘉子『前掲書』iii頁。
- (10) 女子部は新設直後と敗戦直後、引き継ぐ短大も2000年前後に存続の危機を迎える。戦後、明治大学法学部出身者の司法試験合格率が低迷していくと、短大生も単なる編入予備校生として批判的になる。明治大学は1989（平成元）年発足の「短大の将来を考える会」が改組の方針を打ち出すと、

文化史的な価値があるとして存続が認められていた短大を 2006 年、閉校した。吉田恵子「三淵嘉子の学んだ明治大学専門部女子部の果たした功績」週刊金曜日 1482 号（2024 年）等、参照。

- (11) 『明治大学短期大学五十年史』明治大学短期大学（1979 年）44 頁。
- (12) DVD「女性法曹界の道を拓いた人々 明治大学専門部女子部の足跡」明治大学（2014 年）等、参照。
- (13) 三淵と同窓で女性初の法学博士となった立石芳枝は、女子部の教員からはじまり女子短大の学長で終わった。明治大学はほかにも短大教員を迎えて専門科目を開講していたが、法学部が女性の専任教員を採用するのは 1990 年代後半以降である。国立大学法学部で女性が初めて憲法学を担当したというニュースが流れたのも 1999 年である。「(インタビュー) はて？ 憲法は誰のため 辻村みよ子さん、吉田恵梨香さん」朝日新聞 2024 年 5 月 3 日等、参照。
- (14) 野村二郎「三淵嘉子氏に聞く」法学セミナー 5 号（1980 年）14 頁。
- (15) 三淵嘉子「二十一世紀への私の遺言状」世論時報 6 月号（1983 年）（三淵嘉子さん追悼文集刊行会『追想のひと三淵嘉子』（1985 年）所収）。
- (16) 清水聡『家庭裁判所物語』日本評論社（2018 年）、清水聡編著『三淵嘉子と家庭裁判所』日本評論社（2023 年）等、参照。
- (17) 吉田恵里香作・豊田美香ノベライズ『前掲書（上）』における ① 17 頁以下、② 38 頁以下、③ 55 頁以下、④ 60 頁以下、⑤ 74 頁以下、⑥ 156 頁以下、⑦ 268 頁以下。同『前掲書（下）』における ⑧ 13 頁以下、⑨ 32 頁以下、⑩ 53 頁以下、⑪ 55 頁以下、⑫ 75 頁以下、⑬ 263 頁以下、⑭ 92 頁以下。
- (18) 吉田恵里香作・豊田美香ノベライズ『前掲書（上）』における ① 87 頁以下、② 120 頁以下。同『前掲書（下）』における ③ 145 頁以下、④ 228 頁以下、⑤ 246 頁以下。
- (19) Web 日本評論はシリーズ本「法律時報・法学セミナーからみる三淵嘉子とその時代 e-Book」において、読者をドラマの世界から現実の世界へと誘う。<https://www.web-nippon.jp/38103/> ドラマの法律考証を担当した村上一博（日本法制史）も「『虎に翼』今週の解説」において、実際の事件や裁判を含む舞台裏を明かす。<https://meijinow.jp/article/toratubasa>
- (20) 山我浩『原爆裁判 アメリカの大罪を裁いた三淵嘉子』毎日ワンス（2024 年）等、参照。
- (21) 最大判昭和 25 年 11 月 11 日刑集 4 卷 10 号 2037 頁。
- (22) 最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁。
- (23) 木村草太「『虎に翼』が示す憲法の魅力とは」週刊金曜日 1482 号（2024 年）等、参照。
- (24) 近年、「女神（テミス）の教室」、「イチケイのカラス」、「シッコウ!! ～犬と私と執行官～」等、裁判官や裁判所関係者を主人公とする娯楽系の TV ドラマが目立つ。
- (25) 複数の TV 番組、新聞・雑誌の記事のほか、珍しい数の動画や投稿文が散見される。
- (26) 学内掲示のポスター、学生広報アンバサダー作成の「三淵嘉子さんが学んだ千代田区マップ」、明治大学博物館での展示会、リバティーアカデミーでの講座、等。
- (27) 神野潔『三淵嘉子 先駆者であり続けた女性法曹の物語』日本能率協会マネジメントセンター（2024 年）、青山誠『三淵嘉子 日本法曹界に女性活躍の道を拓いた「トラママ」』角川書店（2024 年）、佐賀千恵美『人生を羽ばたいた“トラママ”三淵嘉子の生涯』内外出版社（2024 年）、『NHK ドラマ・ガイド 連続テレビ小説 虎に翼（Part1・Part2）』NHK 出版（2024 年）等。
- (28) 神奈川県小田原市は「板橋まち歩き MAP」に掲載している三淵邸甘柑荘の公開に合わせ「三淵嘉子と三淵邸甘柑荘の記憶展」を、法曹会館はパネル展「『三淵嘉子裁判官』と～その時代展～」を、それぞれ開催した。
- (29) びあ編『NHK 連続テレビ小説 虎に翼 心に響く名言ブック』びあ MOOK（2024 年）119 頁。
- (30) びあ編『前掲書』26 頁。
- (31) 「色留袖は、妻が使用貸借していたのみで、所有権は妻の母（管理権は夫たる父）にある」との構成が提案されている。<https://x.com/SotaKimura/status/1778021031992783111>
- (32) びあ編『前掲書』65 頁。
- (33) びあ編『前掲書』37 頁。